

2023年8月17日

宮城労働局長 竹内聡様

宮城全労協 議長 大内忠雄  
仙台市若林区新寺1-5-26-510

## ＜宮城最賃審議会答申（時間923円）への異議申出書＞

### 「全国一律で時間1500円」の実現を求めます

宮城地方最低賃金審議会の答申（8月7日）につき、「1時間923円」とする改定額に反対し、異議を申し出ます。

宮城全労協は宮城労働局長への要請（6月27日）において「全国一律で1時間1500円」の実現を求め、また審議会での意見陳述においても宮城合同労働組合の組合員が意見を表明してきました。私たちの主張はそれらで表明されていますが、最賃審議に資するべく検討事項を追加し、以下の4点を異議申出の内容とします。

- (1) 「1時間923円」では物価高に追いつかず、生活改善も望めない
- (2) 3ランクの新目安でも広がった最賃格差
- (3) 東北各県最賃の格差／問われる宮城の最賃審議
- (4) 中小零細企業への最賃引き上げ支援策の検証を政府に求めること

- (1) 「1時間923円」では物価高に追いつかず、生活改善も望めない

中央審議会は全国加重平均で1002円とする目安をとりまとめました。新しい三つのランクで上げ幅はそれぞれ41円、40円、39円となり、宮城審議会の答申（前年から40円増）はこの目安に沿ったものです。

「全国平均1000円」は政府の既定方針でした。しかし、急激な物価上昇が進行しており、マスコミ論調も多くは＜額も上げ幅も過去最高だが、一方、低所得労働者にとっては不十分＞というものでした。

＜週40時間働いて年収200万円程度＞＜月150時間のフルタイム並みに働いて年収180万円程度＞などの試算が示しているのは、これでは「最賃近傍労働者」が物価上昇を乗り切り、生活水準の引き上げに踏み出すことはできないということです。しかも目安ランクには一円ずつの差がつき、このままでは地域格差の拡大が続きます。

宮城審議会の答申が、この目安を踏襲したのは、不可解だといわざるをえません。

- (2) 3ランクの新しい目安でも広がった最賃格差

中央目安がランクごとに差をつけたのは、なぜなのか？説得力のある説明は見当たりません。

全国加重平均での1000円は、地方の多くが1000円以下になることを前提にしていると私たちは要請書で述べました。その危惧は現実となりました。1000円超は8都府県、39道県は1000円未満、しかも17県は800円台にとどまるという現実が、3ランク目安の差別的な構造を物語っています。

地方から〈目安越え〉の動きが伝わっています。青森（Cランク目安39円）では6円増額の45円引き上げを答申しました。地元紙は審議会会長の「中央への人材流出を防ぐためにも賃金底上げは必要。また中央との賃金格差は開く一方で、どこかで止めないことには地域間格差はなくなる」との声を紹介しています（陸奥新報8. 11「本県最賃898円に上げ／幅、率過去最大」）

4ランクの昨年は22道県で目安を超える答申がなされました。今年も福島で目安40円を2円上回る答申、秋田で5円増額、熊本（6円引き上げ）、沖縄（同じく4円）、島根（同じく7円）など各地の動きが報じられており、地方審議会での上乘せは昨年同様の規模で進んでいます。これらの動きはエピソード的なものではなく、地方の切実な声に支えられたものです。この点でも宮城審議会の目安と同額の答申には賛成できません。

### （3）東北各県最賃の格差／問われる宮城の審議

東北からの人口流出は直線的に首都圏に向かっているのではなく、宮城（仙台）がその間に存在しています。「宮城（仙台）の最賃は低すぎる」と語る場合、それは東京・首都圏と対比させたものです。一方、東北他県にとっては宮城（仙台）も流出先であり、その要因の一つとして、首都圏とともに宮城（仙台）の最賃の「相対的な高さ」がリアルな話題となります。

河北新報社説は次のように言及していました。「東北にとって最低賃金の低さは、人口流出を加速させる一因となってきた」「（目安変更が地域格差を是正するという）狙い通りの効果が表れるか、注目したい」（7. 23「物価高に負けぬ引き上げを」）

新しい目安でも打開の道筋は見えません。宮城の最賃審議は、この問題にどのように向きあうのでしょうか。私たちは、要請書でも指摘したとおり、地域格差が事実上前提となっている現行方式を改め「一律最賃」を導入すべきと考えます。

### （4）中小零細企業への最賃引き上げ支援策の検証を政府に求めること

政府支援策に対して「使い勝手が悪い」「実効性がない」などの指摘が現場であがっています。昨年度、33都道府県の地方審議会は「業務改善助成金など支援策の拡充」「税・社会保険料の減免」などの要望を中央審議会に答申しました。

京都審議会の今回の答申では「中小企業・小規模事業者の支払い能力を補完するため、国に対し、具体的な支援施策」を求めたうえで、次のように指摘しています。「最低賃金近傍で働く労働者の大きな受け皿となっている中小企業・小規模事業者に対し、その賃金支払い能力を補完する具体的な支援策を国は目安額とセットで提示すべきである。このことを公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員の総意として、昨年度に続き、再度強く求める」（8. 10）

政府対応の検証を地方から強く求めることが必要です。

（以上）